令和８年１０月８日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　７

2026 年 10 月 8 日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会　御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に

関する意見発表

文部科学省の幼児教育 WG およびこども家庭庁の保育専門委員会において推進されておられる取り組みに対し、日頃より幼児教育・保育の実践に携わる立場から、敬意を表します。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「3 要領・指針」の一体的な改訂議論や、0 歳からの育ちと学びを見通す視点は極めて重要です。本意見書は、取りまとめの成果を高く評価しつつ、現場の保育者がこれらの理念を正しく理解し、日々の保育実践に確実に活かすための課題認識と具体的改善要請をまとめたものです。

I.　全体

１．3 要領・指針の一体的改訂と資質・能力の構造化

施設類型（幼稚園・保育所・認定こども園）に関わらず、すべての乳幼児に対して質の高い教育・保育を保証するため、3 要領・指針の整合性をより高め、「育みたい資質・能力の 3 つの柱」「3 つの視点・5 つの領域」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の相互関係を明確に構造化する方向性を強く支持します。

２．幼児教育と保育（養護＋教育）の文言整理

今回の取りまとめにおいて、「幼児教育」と「保育」を区別せず、「幼児教育」として一体的に整理されていることに賛同いたします。今後、幼児教育という言葉一つで共通化され、養護、生活、人間関係などすべてのことを含んだ定義として「幼児教育」が浸透することを強く願っています。

３．「養護」を基盤とした 0 歳から 18 歳までの学びの連続性の提示

「３．内容の改善の在り方」において、生命の保持と情緒の安定という「養護」を乳幼児期全体の成長と学びの不可欠な基盤と位置づけ、0 歳児から小学校就学前、さらに 18 歳までの学びのつながりを見通した改訂方針が示された点を高く評価します。

II.　重点課題と改善

１．現場の保育者が理解・実践できる明確な記述と概念の可視化

「遊びの深まり」や「遊びの中の学びの見取り」といった概念は、理論として優れている一方で、現場の保育者が日々の保育や指導計画・評価にどう反映すべきか戸惑う懸念があります。要領・指針やその解説書においては、専門用語の羅列にとどまらず、具体的な遊びの展開例や保育者の援助のあり方を交え、誰もが直感的に理解し実践できる平易で明確な言葉で記述することを要望します。

２．「養護」の概念と実践的援助のさらなる深掘り

保育現場では「養護と教育の一体性」の理解にばらつきが見られます。養護を「学びの基盤」と位置づけるにあたり、単なる安全確保や日常生活の世話にとどまらず、保育者がこどもにとっての「安全基地」かつ「安心の避難所」として機能することで、こどもが周囲の環境に主体的に働きかけ、探求・探究する姿勢が育まれる点に鑑み、保育者との愛着・信頼関係や情緒の安定が、いかにこどもの主体的な環境への働きかけや探究心を支えるかという心理的・発達的プロセスをより深く丁寧に記載することを求めます。

３．0 歳児からの乳幼児教育における「早期教育化」の誤解・懸念の防止

0 歳児からの「教育」の重視が強調されることで、「教育」の取り違え・誤解により、文字や数などの「知識・技能の早期刷り込み（早期教育）」に向かってしまうリスクが懸念されます。乳幼児教育の本質は、受容的・応答的な関わりと自発的な遊びを通じた「直接的・具体的体験」にあること、並びに集団保育における 0〜2 歳児のこども同士の相互作用が、大人との 1 対 1 の関わりでは得られない重要な学びの場であることも併せて明確にし、早期の訓練への偏重を強く戒める注意事項を明記いただくよう要望します。

４．3 要領・指針と各ガイドラインとの整合性について

幼児教育を行う上で、3 要領・指針以外にも最低限従わなくてはならないガイドラインが複数存在します。これらのガイドラインと 3 要領・指針との整合性や、ガイドラインに記載があるものはガイドラインを参照することで記載量を短縮するなど、3 要領・指針を中心に据えたときに必要となる周辺のガイドラインを参照できる記述も必要であると考えます。

また、ガイドラインにおいては、同一内容であるにもかかわらず施設毎にガイドラインが異なるケースも存在します。同一内容であれば共通したガイドラインを策定し、施設毎に注意すべき点を記載するような方法もご検討いただきたいです。

５．ICT 活用の目的別区分と発達・生活への影響（スクリーンタイム）への配慮

保育現場における ICT 活用については、以下の 3 点に明確に区分して示す必要があります。

- 保育者の業務効率化・記録と振り返りの共有（積極推進）

- こどもたちの遊びや表現を広げる道具としての活用（発達に応じた補完的使用）
- 家庭における ICT・デジタルメディアの取り扱いと相談支援

特に、乳幼児期のスクリーン利用が睡眠・視力・運動機能・心理発達に及ぼす長期的影響について、国際的な議論や最新の科学的・医学的知見を踏まえた慎重な配慮事項を記載することを要望します。

６．幼小接続（架け橋事業）の実効性確保と現場負担の軽減

「架け橋期のカリキュラム」協働作成や相互参観は有意義ですが、多忙な現場において形式的な事務負担と化す懸念があります。各自治体や幼児教育センターによるコーディネーター配置や伴走支援を強化し、園と小学校が過度な負担感なく持続可能な対話を行える体制を整備することを求めます。その際にはコーディネーターの質の確保を切に願います。

また、文部科学省の令和 7 年度幼児教育実態調査によると、幼児教育センターの設置状況は都道府県: 83.0%、市町村: 14.9%となっており、センター未設置の場合でも関係部署による会議体を設けるなどして幼児教育・保育の質向上や幼保小接続に取り組む自治体もありますが、「すべてのこどもの最善の利益」を前提とするのであれば、すべての自治体において実施されることを前提としていただくようお願いいたします。また、教育委員会が幼児教育センターを所管する際に自らが所管対象となる学校（公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校など）のみとするケースが存在します。権限などの問題があるのかもしれませんが、小学校との接続には私立園との連携が必要不可欠です。どうかご配慮くださいますようお願いいたします。

III. おわりに

0〜6 歳のこどもに提供される幼児教育は、こどもたちの生涯にわたる人格形成とウェルビーイングの基盤を培う大変重要な営みです。今回の要領・指針改訂が、単なる理念の提示に終わらず、全国のあらゆる施設でこどもたちに向き合う保育者一人ひとりの温かな眼差しと質の高い実践を力強く支えるものとなるよう、本意見書で提示した事項が十分に参酌されることを切に希望いたします。